

一人で悩まず「民商へ相談」

仲間、知り合いの業者に民商を宣伝・紹介してください！

川越・東松山民商ではこの秋の運動で、会員訪問をし「対話・紹介」を深めています。この活動で会員と対話しながら、民商の宣伝のご協力を依頼しています。

支部ごとに訪問活動、対話に花が咲く

18日に、守屋副会長と事務局長が組み東支部へ会員訪問の先陣を切りました。飲食店や小売業などの会員さんへ、「久しぶりです、商売どうですか？」と声をかけながら宣伝用ティッシュ箱の設置をお願いしました。9件訪問し、7件で対話と設置を依頼しました。

19日には、伊藤副会長と事務局長が組み、かすみ・名細支部を訪問。8件訪問し、5件で対話をしてティッシュ箱の設置をお願いしました。久しぶりの会員訪問とあって、みなさん快く設置を受けてくださり、中には「こんな数じゃすぐティッシュ無くなっちゃうよ」と話す会員さんもいました。

22日午前と午後にかけて、野口副会長・事務局2名の合計3名で東松山北・吉見支部が会員訪問を行いました。14軒(留守含む)を訪問し、会員からは「徐々に元気そうな姿が見られてよかった」と歓迎の声も上がる一方、「近くに大型店舗が出来て苦しい」、「インボイスのことで取引先から問い合わせが来た」など今の困りごとや質問が寄せられました。参加した野口副会長は、「中小事業者の苦境や増税への反対をもっと政権にアピールするためにも、運動を進めていこう」と声をかけていました。

会員同士の「つながり」で、新たな紹介(読者・会員・共済会・婦人部・青年部)を掘り起こしていきます。どこに相談をしていいかわからず、一人で悩んでいる業者はたくさんいます。ぜひ、ご紹介を。宣伝カーの運転手も募集しています。1時間につき1000円の活動費が出ます。11月末まで秋の運動を行います。みなさんのご協力をお願いします。



インボイス制度の対応について(手元に番号が届いていない場合)

10月からインボイス制度が導入され、まだ手元にインボイス番号が届いていない方もいるかと思います。国税庁は下記の対応で可能としています。インボイスについての相談は、民商までお気軽に。

売手の対応



10月になっても、まだ登録番号の通知が届かないなあ…

どうやってインボイスを交付しよう…?

安心してください!

次のような対応が可能です



1

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**



まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します

2

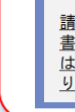
通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付し直す**



番号を入れたインボイスを改めて交付します

3

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせする**



請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります

買手の対応



売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…?

後でお知らせするとは言っていたけど…

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、**仕入税額控除可能**です!

登録番号なし



申告期限

お知らせは事後的に保存できればいいのね!

ポイント

事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です!

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。



確定申告



編集後記 岸田首相は支持率の回復に躍起になり、「税込増分を国民に還元する」と言い出しました。内容としては所得税を1人当たり年4万円減税し、低所得や高齢の非課税世帯には7万円を給付する案が浮上しています。景気対策というなら、消費税を減税すればすべての国民に恩恵が実感できます。

